

児童養護施設・母子生活支援施設で生活する児童へ

「ゆたかな育ちと自立」 応援助成事業
平成 30(2018)年度
「社会人一年生スタート応援助成」 実 施 要 項

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

1. 趣 旨

この助成事業は、株式会社ジェイ・ストーム(レコード・映画制作会社)からの寄付をもとに、社会的養護施設(児童養護施設、母子生活支援施設)で生活する児童のゆたかな育ちと、社会に向けて自立へと歩みを進める児童を応援することを目的に実施します。

2. 助成内容 (詳細は3ページ以降を参照ください)

助成内容

児童養護施設、母子生活支援施設で生活する児童の就職に向けた資格取得のために
「社会人一年生スタート応援助成」(申請締切：平成 30(2018)年 12 月 25 日)

助成対象者：下記の要件をすべて満たす児童

- ① 助成申請時に児童養護施設、母子生活支援施設に入所している、又は、現在退所しているが、平成 28(2016)年 4 月 1 日時点において、児童養護施設、母子生活支援施設に入所していた児童。
- ② 現在高等学校 3 年生(定時制の場合 4 年生)で、平成 31(2019)年 3 月に高等学校を卒業し、卒業証書等の写しを本会に送付できること。
- ③ 平成 31(2019)年 3 月に卒業後、児童養護施設、母子生活支援施設を退所し、原則として 6 か月以内に就職を予定していること。
- ④ 平成 30(2018)年 4 月～平成 31(2019)年 3 月までに取得した資格で、その資格証・修了証等の写しを、施設をとおして本会に送付できること。

3. 本事業の実施にかかわる留意点

- ◆各都道府県・指定都市等において、運転免許、資格取得にかかわる他の助成制度の適用を受けた(または受ける予定がある)場合は、本助成制度への申請はできません。
※ただし、「特別育成費」の『資格取得等特別加算費』に限り併用することができます。

- ◆お1人様、1資格のみに助成します。

4. 個人情報の取り扱いについて

申請書に記載された個人情報は、本事業の運営管理の目的にのみ使用いたします。

5. 申し込みならびにお問い合わせ先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部

「ジェイ・ストーム助成事業」担当：濱口、上村、小林、星野

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

- ◆ 申請書は、全国児童養護施設協議会、全国母子生活支援施設協議会のホームページにも掲載していますので、各ホームページから申請書をダウンロードしてください。

助成内容 児童養護施設、母子生活支援施設で生活する児童の就職に向けた
資格取得のために

平成 30(2018)年度「社会人一年生スタート応援助成」

①目的

現在、児童養護施設、母子生活支援施設で生活する高等学校3年生(定時制の場合4年生)で、平成31(2019)年3月に高等学校を卒業後、就職して社会に自立する予定の児童を対象に、就職時にかかわる各種資格取得の費用の一部を助成します。

②助成対象となる資格等と助成金額、助成対象者数

ア. 普通自動車運転免許

1人150,000円を限度として助成

イ. 就職時に有用となる各種資格(例：簿記、パソコン操作技術、TOEIC、ホームヘルパー等で、公的機関が認定・認証した資格)の取得に要した費用

1人150,000円を限度として実際に要した金額を助成

③助成対象者(下記のア～エの要件をすべて満たす児童が対象です)

ア. 助成申請時に児童養護施設、母子生活支援施設に入所している、又は、現在退所しているが、平成28(2016)年4月1日時点において、児童養護施設、母子生活支援施設に入所していた児童。

イ. 現在高等学校3年生(定時制の場合4年生)で、平成31(2019)年3月に高等学校を卒業し、卒業証書等の写しを本会に送付できること。

ウ. 平成31(2019)年3月に高等学校卒業後に児童養護施設、母子生活支援施設を退所し、原則として6か月以内に就職を予定していること。

エ. 平成30(2018)年4月～平成31(2019)年3月までに取得した前記②の資格で、その資格証・修了証等の写しを、施設をとおして本会に送付できること。

※ 各都道府県・指定都市等において、運転免許、資格取得にかかわる他の助成制度があり、その適用を受けた(または受ける予定)がある場合は、本助成制度への申請はできません。

※ ただし、措置費「特別育成費」の「資格取得等特別加算費」に限り併用することができます。

※ 本助成事業の申請前に資格取得のための教習等を受講開始している場合も対象となります。

④助成申請方法・助成金支払について

ア)助成を希望する児童は、別紙申請書【様式1-①】により、施設長を申請者として本会に**平成30(2018)年12月25日(火)まで**に申請書を提出ください(1名につき1資格の申込みとなります)。

イ)下記書類を平成31(2019)年3月22日(金)必着でお送りください。

*運転免許取得申請の場合

- ①「高等学校卒業証書等のコピー」
- ②「運転免許証のコピー」

*各種資格取得申請の場合

- ①「高等学校卒業証書等のコピー」
- ②「資格証のコピー」
- ③「支払済の費用がわかる資料(資格認定実施機関・学校への振込控のコピー、授業料明細のコピー等)」

【運転免許の取得が提出期日に間に合わない方(児童本人の誕生日が2~3月の方等)

へのご案内

- 申込は平成30(2018)年12月25日までに、【様式1】により行ってください。
- 運転免許の取得が本助成の締め切りまでに間に合わない場合、「高等学校卒業証書等のコピー」とあわせて、「教習費用の支払がわかる書類(教習所が発行した領収書等)のコピー」を添付のうえ、平成31(2019)年3月22日までにご提出ください。
- 後日、免許を取得し、運転免許証のコピーを事務局に追加送付いただくことで助成を受けていただくことができます。

【運転免許の取得が難しくなった方へのご案内】

- 本助成申請後、諸般の事情により、教習所に通ったが運転免許の取得が難しい状況になった場合は、担当者から事務局にお電話でご連絡ください。
申請額の一部助成が可能な場合がありますので、高等学校の卒業の状況、教習所への通学の状況等を確認させていただきます。

⑤申請締切

平成 30(2018)年 12 月 25 日(火)当日消印有効

⑥助成金振込予定日

平成 31(2019)年 5 月 31 日(金)

前記④ア.イ.の書類を確認後、申請いただいた施設口座に助成金を振り込みますので、施設から本人に助成金をお渡しください。

【様式1-①】 資格取得／児童養護施設・母子生活支援施設

平成30(2018)年 月 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 事務局長 殿

施設名 _____
 フリガナ _____
 施設長名 _____ 印
 所在地 〒 _____

 電話番号 _____
 F A X 番号 _____
 フリガナ _____
 担当者名 _____

「ゆたかな育ちと自立」応援助成事業
 平成30(2018)年度「社会人一年生スタート応援助成」申請書

標記について、下記児童の助成を申請いたします。

フリガナ _____	いずれかに○をつけてください。
児童氏名 _____	(平成30(2018)年10月1日現在：入所・退所※)
生年月日 平成 年 月 日生 [満 歳]	施設種別(いずれかに○) 児童養護施設・母子生活支援施設
■取得資格 { _____ } ■資格取得のために必要とした学校等の名称(※普通自動車運転免許取得の際は教習所名を記入) { _____ } { 受講開始 平成 年 月 / 受講終了(予定) 平成 年 月 } (受講期間 年 か月) ■各種資格(例：簿記等の資格)取得の場合の助成申請額(_____ 円) ■就職(予定)先、および当該就職(予定)先の分野(例：サービス業、運輸業、福祉 等) { 就職(予定)先 _____ } { 当該就職(予定)先の分野 _____ }	
※施設口座をご記入ください。 振込口座名 _____ 銀行 _____ 支店 _____ _____ 普通／当座(いずれかに○) _____ 口座番号 _____ フリガナ _____ 口座名義 _____	

【留意事項】

※退所先 → 家庭復帰 ・ 自立援助ホーム ・ 単身(賃貸等) ・ その他

- 振込口座は**施設の口座名を記入してください(対象者本人の口座は不可)**。その際、通帳に記載されている名義のフリガナを必ず記入してください。
- 申請額は特別育成費(資格取得等特別加算費)を活用した場合、資格取得に要した経費と特別育成費との差額を記入してください。(例：資格取得経費－特別育成費＝申請額)